

フラット35利便性向上のお知らせ！

①転職の収入算定の変更でより利用しやすく！！

ご転職されたお客様の収入算定方法が変更になり、

1ヶ月未満の給与については収入算定の計算外となり、産休・育休のお客様と同じお取扱いとなります。

(例) 転職後初月は半月分の給与(15万円)となり、2か月目から満額給与(30万円)が支給された

【平成30年9月まで】

$15万円 + 30万円 = 45万円$ (支給合計額) $\div 2$ (勤務月数) $\times 12$ か月 = 270万円

【平成30年10月から】

~~15万円~~ + 30万円 $\times 12$ か月 = 360万円



②司法書士費用が拡充！！

住宅購入時(借換含む)に含められる司法書士報酬又は土地家屋調査士報酬について、
交通費・通信費等の諸費用を含めることが可能となりました。

③中古住宅(築10年以内)の適合証明書が一部省略可能に！！

築10年以内の中古住宅購入の際、下記条件のいずれかを満たす場合適合証明書が不要となります。

- (1) 新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅
- (2) 新築時にフラット35をご利用頂いている住宅



株式会社 **ファミリーライフサービス**

〒180-0022 東京都武蔵野市境2丁目12番13号 TEL: 0422-37-8088 FAX: 0422-37-8086

貸金業登録番号: 関東財務局(3)第01477号・日本貸金業協会会員第002122号

当社ホームページ: <http://www.familyls.jp/>

または



Family Life Service
ファミリーライフサービス

フラット35ルール強化のお知らせ！

①児童手当、公的年金を収入に加算する場合、一部書類の原本確認が必要となります。

児童手当、児童扶養手当を収入に加算する場合、下記書類のいずれかが必要になります。

- (1) 受給額改定通知書 + 前年・前々年の受給額が振り込まれている通帳の写し
- (2) 受給額決定通知書 + 前年・前々年の受給額が振り込まれている通帳の写し



遺族年金、障害年金を収入に加算する場合、下記書類のいずれかが必要になります。

- (1) 払込通知書 + 前年・前々年の受給額が振り込まれている通帳の写し
- (2) 受給権者支払記録回答票 (3) 照会記録表

※ラインマーカーが引かれている書類について、原本確認をさせていただきます。

原本確認にご協力をお願い致します。

②請負契約書又は売買契約書の原本確認方法が変更となります。

請負契約書又は売買契約書の原本確認を、下記確認方法により行わせていただきます。

- (1) 原本確認及び原本の写真撮影を行います。
- (2) 原本確認を行い、お客様から原本証明としてご署名・ご捺印を頂きます。

原本確認にご協力をお願い致します。

③注文書及び注文請書について、原本確認が必要となります。

建売住宅のオプション工事や注文住宅の追加工事の際に締結する、注文書及び注文請書について、請負契約書・売買契約書同様原本確認が必要となります。

株式会社 **ファミリーライフサービス**

〒180-0022 東京都武蔵野市境2丁目12番13号 TEL: 0422-37-8088 FAX: 0422-37-8086

貸金業登録番号: 関東財務局(3)第01477号・日本貸金業協会会員第002122号

当社ホームページ: <http://www.familyls.jp/> または



Family Life Service
ファミリーライフサービス